

① TPP（環太平洋パートナーシップ協定）

TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）とは、幅広い分野を対象に関税を撤廃して貿易の完全自由化の実現を目指す取り決めである。一般的な自由貿易協定（FTA）よりも自由化の度合いが急進的と位置付けられている。

日米など12カ国、環太平洋連携協定（TPP）の妥結を大筋合意、域内での関税撤廃など各国が市場を開放、5年半に及ぶ交渉を経て太平洋を囲む、世界のGDP約4割を占める、巨大経済圏が誕生。

・また、TPP交渉では、関税の撤廃だけではなく、労働・投資・知的財産権・金融サービスなどの面でもルールを策定していく。

・日本は関税項目のうち、95.1%の関税が撤廃に。ただし、段階的に。

・日本の「聖域」としていた「重要5品目」（コメ、麦、豚・牛、砂糖、乳製品）でも約3割で関税が撤廃される。

【TPPのメリット】

- ・関税の撤廃により肉・野菜・果物・乳製品などの輸入食品が安くなる。
- ・関税の引き下げにより貿易の自由化が進み日本製品の輸出額が増大する。
- ・整備、貿易障壁の撤廃により、大手製造業企業にとっては企業内貿易が効率化し、利益が増える。
- ・グローバル化を加速させることにより、GDPが10年間で2.7兆円増加すると見積もられている。

【TPPのデメリット】

- ・海外の安価な商品が流入することによってデフレを引き起こす可能性がある。
- ・関税の撤廃により米国などから安い農作物が流入し、日本の農業に大きなダメージを与える。
- ・食品添加物・遺伝子組み換え食品・残留農薬などの規制緩和により、食の安全が脅かされる。
- ・医療保険の自由化・混合診療の解禁により、国保制度の圧迫や医療格差が広がりかねない。

TPP 加盟国（元々の加盟国）

シンガポール

チリ

ニュージーランド

ブルネイ

TPP 交渉国

アメリカ（米国）

オーストラリア（豪州）

ベトナム

ペルー

マレーシア

カナダ（2012年11月から参加）

メキシコ（2012年11月から参加）

日本

② 安全保障関連法

(1) 前提知識…安全保障の種類

個別的自衛権＝ 敵の攻撃に自ら反撃すること。

集団的自衛権＝ 同盟国などへの攻撃を自国への攻撃と受け止めて一緒に戦うこと。

集団安全保障＝ 攻撃した敵に国際社会が一致して対処すること。

(2) 従来立場

・集団的自衛権は、1945年に発効した国連憲章51条において初めて明文化された。

日本では、戦後、憲法が平和主義を掲げたことから、自国の独立を守るために個別的自衛権を使うことはできるとしたが、歴代内閣においては、集団的自衛権から距離をとり、「集団的自衛権を持っていることは当然だが、行使することは憲法上許されない」との立場をとってきた。

【安全保障関連法改正部分】

平和安全法制整備法：我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律

1. 自衛隊法：存立危機事態やグレーゾーン事態に対応する

2. 国際平和協立法：国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律

3. 周辺事態安全確保法→重要影響事態安全確保法に変更

重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律：日本のために活動する他国軍の後方支援、地理的制約をなくす。

4. 船舶検査活動法：日本周辺以外でも船舶検査が可能に

5. 事態対処法

武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和及び独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律：存立危機事態であれば、集団的自衛権の行使が可能に。

6. 米軍行動関連措置法→米軍等行動関連措置法に変更

武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律

7. 特定公共施設利用法

米軍以外でも港湾・飛行場などを利用できる。

8. 海上輸送規制法

武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律

9. 捕虜取扱い法

武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律

10. 国家安全保障会議設置法

存立危機状態、重要影響事態の認定を行う。

【安全保障関連法 新規法律】

国際平和支援法：国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法

【用語説明】

A 武力攻撃発生事態：日本が攻撃された場合⇒ 個別的自衛権

B 重要影響事態：【(例示)そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等】我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態

⇒ 世界中どこでも他国軍を後方支援可能。

C 存立危機事態：我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること
⇒ 集団的自衛権

D 国際平和共同対処事態：

- ・ 国際社会の平和及び安全を脅かす事態であって、
- ・ その脅威を除去するために国際社会が国際連合憲章の目的に従い共同して対処する活動を行い、
- ・ 我が国が国際社会の一員としてこれに主体的かつ積極的に寄与する必要があるもの
⇒ 諸外国の軍隊等に対する物品及び役務の提供(武器の提供は含まない)
- ・ 捜索救助活動(駆けつけ警護)